

鳥取縣公報

條例

昭和二十五年二月二十八日
第二千八百七十七号
火曜日

本書ノ大半ハ國定規格A五判

附則

この條例は昭和二十五年三月一日から施行する。

◇鳥取縣條例第一号
昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十四号鳥取縣入場税、
酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例の一部を次のよう
に改める。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食税賦
課徴收條例中改正條例

第一條 別表中入場税の賦課率を次のように改める。

税目	賦課 期日	課税標準	賦 課 率	納 期	納税地
入場税	入場又は利用の日	入場料又は利用料の百分の百	但し書の場合の百分の四十	入場又は利用の日	入場又は設備を利用する場所

◇鳥取縣條例第二号
昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣税賦課徴收
條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣税賦課徴收條例中改正條例

第四條中第十六号を削り以下順次一号ずつ繰り上げる。

第八條別表中不動産取得税の項を削り船舶税、自動車税

電話税、漁業権税の項を別表のように改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削 除

第十七條第一項中第三号乃至第八号を削り以下順次六号

00884

鳥取市東品治町一二〇番地の四 大同実業株式会社

◇鳥取縣告示第九十四号

昭和二十三年二月厚生省告示第七号齒科用貴金屬配給手續規程第八條の規定による指定貴金屬販売業者を次のように登録する。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 氏名又は名称 同上營業所所在地

七 松本 義久 鳥取市鍛冶町三五

八 小村 吉市 東伯郡倉吉町新町

◇鳥取縣告示第九十五号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は 主たる營業 所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事 昭和二十四 株式会社 元鳥取市吉方 事登録 年十月十九 二六三番地 取締役社長 (〇〇)第 日 大垣組 改同川端二丁 目三九番地 大垣 喜七 一〇八号

◇鳥取縣告示第九十六号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は 主たる營業 所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事 昭和二十五 船山組 東伯郡成美村 福本 信親 (〇〇)第 年二月十一 大字出上三八 六番地

一三三八号 日 森下組 鳥取市東品治 森下 一

同 第一三九 同 二二二日 森下組 鳥取市東品治 森下 一

同 第一四〇 同 丸万工 同 田島四 牧村 実

同 第一四一 同 二二三日 氣高建 同 川外大 取締役社長 会社 工町八四番地 桐谷弥太郎

00885

◇鳥取縣告示第九十七号

学校教育法第四條の規定により次のように私立学校の設置を認可した。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、所在地 鳥取市西町一二番地

一、名 称 鳥取家政高等学校中部

一、設置 者 財團法人鳥取家政高等学校

一、開設の時期 昭和二十四年四月一日

◇鳥取縣告示第九十八号

学校教育法第四條及び第八十三條の規定により次のように各種学校の設置を認可した。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、所在地 鳥取市西町一二番地

一、名 称 鳥取家政和洋裁学院

一、設置者 財團法人鳥取家政高等学校

◇鳥取縣教育委員會議規則第一号

鳥取縣教育委員会請願規則を次のように定める。
昭和二十五年二月二十八日 鳥取縣教育委員会

鳥取縣教育委員会請願規則

第一條 鳥取縣教育委員会(以下委員会という。)に請願しようとする者は、請願書を提出しなければならない。

第二條 請願書には、請願の要旨、提出年月日、請願者の住所氏名(團體の場合は、その名称及び代表者氏名)を記し、押印の上教育長を経て委員会に提出しなければならない。

第三條 請願書が提出されたときは、委員会はその採択の可否を決め、審査の結果を教育長を経て請願者に通知するものとする。

第四條 委員会は、必要ある場合には、請願者ならびに関係者の出席を求めて説明を聴取することができる。

第五條 陳情書、歎願書等請願書に類するものにもこの規則を適用する。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年二月九日から適用する。

○鳥取縣教育委員會告示第五号

公開口頭審理を次の通り行う。

昭和二十五年二月二十八日

鳥取縣教育委員會

一、審査の請求者

米子市博労町二丁目二二番地

(元鳥取縣立米子東高等學校講師) 池田良藏

一、審査の日時

昭和二十五年三月十三日午後一時

一、審査の場所

鳥取市東町 鳥取縣教育委員會事務局委員室

昭和二十五年二月二十八日印刷
昭和二十五年二月二十八日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所
鳥取縣